

平成30年度当初予算の要求の考え方

29. 10. 10
財 政 課

平成30年度当初予算は、「平成30年度当初予算編成方針」に基づき、「とちぎ行革プラン2016」（以下「行革プラン」という。）に掲げた財政健全化の取組を着実に実行しながら、「とちぎ元気発信プラン」及び「とちぎ創生15戦略」^{いちご}に掲げた施策の更なる推進を図るとともに、「平成30年度政策経営基本方針」の重点事項に取り組むほか、新たな行政課題にも的確に対応できるよう編成していく。

各部局においては、県民益の最大化を図る観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中の考え方に基づき、主体的な事務事業の見直しを行うことを基本に、別紙「当初予算要求要領」に定めるもののほか、下記の諸点に留意の上、予算要求されたい。

記

- 1 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とすること。
- 2 国庫補助事業、県単独事業を問わず、年間の財政需要のすべてについて検討を加え、通年予算の考え方に基づき要求すること。
- 3 各部局の主体的判断に基づく事務事業の見直しに取り組むという行革プランの趣旨を踏まえ、自らの判断と責任において、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から、ゼロベースで事業の必要性や優先順位を見極め、事業内容の見直しを行った上で、メリハリのついた要求とすること。
なお、限られた人員を重要課題に配分できるよう、優先順位の低い事業の廃止を含めた大胆な見直しを行うこと。不十分な場合には、再度の見直しを求めることがある。
また、職員給与も費用であることを鑑み、増員等を前提とする予算要求は、原則認めない。
- 4 「重点戦略マネジメント」（以下「マネジメント」という。）において「要求を認める」とされた事業については「知事政策枠」を設定するので、別途指示するところにより要求すること。
- 5 行革プランに盛り込まれた取組項目については、改革効果が早期に発現するよう積極的に対応すること。

なお、働き方改革等への対応として、生産性の向上と業務の効率化等による総人件費の抑制や歳出削減につながる事業又は新たな歳入確保に結び付く事業に係る要求については、別途協議に応じることとしていること。

6 国の予算要求の状況を的確に把握し、必要に応じ要求に反映させること。

特に、「新しい日本のための優先課題推進枠」として各省庁が要望した経費については、「経済・財政再生計画」における国の一般歳出の水準の目安を踏まえ措置するとされていることから、情報収集に万全を期すこと。

なお、国の予算編成や地方財政対策、税制改正の動向等によっては、予算編成作業の弾力的対応が必要となるので留意すること。